

別表3「他の法令等による受験資格及び免除範囲」

免許職種	根拠となる法令等	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲																					
				実地試験	学科試験 (関連学科)																				
溶接科	労働安全衛生規則	ガス溶接作業主任者免許																							
	労働安全衛生法	ガス溶接技能講習の修了証を有する者																							
	ボイラー及び压力容器安全規則	特別又は普通ボイラー溶接士免許を有する者	特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○																				
	(民間資格)	一般社団法人日本溶接協会が認証する溶接技能者 (JIS、WES) 資格のうち、以下の①から③までのすべての技能を有することを証明する種類の資格を有する者		○																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>溶接方法</th> <th>対象材料</th> <th>継手の種類</th> <th>材料厚さ</th> <th>裏当て金</th> <th>溶接姿勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>手溶接 (被覆カ)</td> <td>炭素鋼</td> <td rowspan="2">板の突合せ</td> <td>9mm以上</td> <td rowspan="2">なし</td> <td rowspan="2">立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>半自動溶接</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>ティグ溶接</td> <td>炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金</td> <td></td> <td>3mm以上</td> <td></td> <td>下向き、立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか</td> </tr> </tbody> </table>				溶接方法	対象材料	継手の種類	材料厚さ	裏当て金	溶接姿勢	①	手溶接 (被覆カ)	炭素鋼	板の突合せ	9mm以上	なし	立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか	②	半自動溶接			③	ティグ溶接	炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金
	溶接方法	対象材料	継手の種類	材料厚さ	裏当て金	溶接姿勢																			
①	手溶接 (被覆カ)	炭素鋼	板の突合せ	9mm以上	なし	立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか																			
②	半自動溶接																								
③	ティグ溶接	炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金		3mm以上		下向き、立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか																			
	一般社団法人日本溶接協会が認証する溶接作業指導者 (WES) 資格を有する者		○																						
建設機械科	建設業法施行令	建設機械施工管理の技術検定の合格証明書 (第二次検定に係るものに限る。) を有する者	建設機械施工管理の一級の技術検定の合格証明書 (第二次検定に係るものに限る。) を有する者		○																				
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法	第一、第二又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者	第一種冷凍機械責任者の免状を有する者		○																				
発電電科	電気事業法	第一又は第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	第一種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者		○																				
		第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者		○																					
電気科	昭和54年の省令改正前の航空機製造事業法施行規則	電気機器国家試験の合格証を有する者			○																				
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状を有する者 (エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)			○																				
送配電科	電気事業法	第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者			○																				
電気工事科	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状を有する者 (エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)			○																				
	建設業法施行令	電気工事施工管理の技術検定の合格証明書 (第二次検定に係るものに限る。) を有する者																							
	電気工事士法	第一種電気工事士の免状を有する者		電気工事																					

免許職種	根拠となる法令等	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲	
				実地試験	学科試験 (自動車学科)
電子科	電波法	第一若しくは第二級陸上無線技術士、又は第一若しくは第二級アマチュア無線技術士の免許を有する者	第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○
	昭和48年の省令改正前の航空機製造事業法施行規則	電子機器国家試験の合格証を有する者			○
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則	一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級二輪自動車整備士、一級四輪自動車整備士又は二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者		○	○
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則	一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、自動車車体整備士、一級四輪自動車整備士又は二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、一級四輪自動車整備士又は二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○ (内燃機関を除く)	○ (車体及び車体整備法を除く)
		自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○
航空機製造科	航空機製造事業法施行規則	航空機国家試験の合格証を有する者			○
航空機整備科	航空法	一等若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者		○	○
建築科	建築士法	一級又は二級建築士の免許を有する者	一級建築士の免許を有する者		○
枠組壁建築科					○
ブロック建築科					○
防水科					○
プレハブ建築科					○
熱絶縁科	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状（熱分野）を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）			○
測量科	測量法	測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	測量士の試験の合格証書を有する者	○	○

免許職種	根拠となる法令等	受験することができる者		試験の免除を受けることができる者		免除の範囲		
				実地試験	学科試験 (専修学科)	実地試験	学科試験 (専修学科)	
ボイラー科	ボイラー及び压力容器安全規則	特級若しくは一級ボイラー技士の免許を有する者		特級ボイラー技士の免許を有する者		○	○	
	電気事業法	ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者				○	○	
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状（熱分野）を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）					○	
電気通信科	電波法	第一、第二若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	第一級総合無線通信士の免許を有する者		○	○		
臨床検査科	医師法	医師国家試験の合格証書を有する者				○	○	
	歯科医師法	歯科医師国家試験の合格証書を有する者				○	○	
	獣医師法	獣医師国家試験の合格証書を有する者				○	○	
	臨床検査技師等に関する法律	臨床検査技師の免許を有する者					○	
事務科	公認会計士法	公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験又は平成15年法律による改正前の第二次若しくは第三次試験に合格したことを証する書面を有する者				○	○	
	税理士法	税理士試験に合格したことを証する書面を有する者				○	○	
	商工会議所法	商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者				簿記	簿記	
和裁科	商工会議所法	商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者				○		
情報処理科	情報処理の促進に関する法律施行規則、情報処理技術者試験規則	システムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、システム監査技術者試験、応用情報技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、ソフトウェア開発技術者試験又は第一種情報処理技術者試験の合格証書を有する者	システムアーキテクト試験、システム監査技術者試験又はアプリケーションエンジニア試験の合格証書を有する者					○
	平成6年の省令改正前の情報処理技術者試験規則	情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験又はオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	情報処理システム監査技術者試験又は特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者					
建築物衛生管理科	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者					○	

免許職種	根拠となる法令等	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲	
				実地試験	学術試験 (関連学科)
介護 サービス科	児童福祉法	保育士登録証を有する者	保育士登録証を有する者であつて、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当するもの	○	○
	保健師助産師看護師法	保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許を有する者	保健師、助産師又は看護師の免許を有する者 准看護師の免許を有する者であつて、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有するもの	○	○
	教育職員免許法	養護教諭の免許状を有する者	養護教諭の免許状を有する者であつて、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有するもの又は社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当するもの	○	○
	理学療法士及び作業療法士法	理学療法士又は作業療法士の免許を有する者	理学療法士又は作業療法士の免許を有する者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当するもの	○	○
	社会福祉士及び介護福祉士法	社会福祉士登録証又は介護福祉士登録証を有するもの	社会福祉士登録証を有する者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当するもの 介護福祉士登録証を有する者	○	○
	精神保健福祉士法	精神保健福祉士登録証を有する者	精神保健福祉士登録証を有する者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当するもの	○	○
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	保育教諭の資格を有する者	保育教諭の資格を有する者であつて、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当するもの	○	○
港湾荷役科	労働安全衛生法	船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者	船内荷役作業主任者技能講習の修了証、車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習の修了証、玉掛け技能講習の修了証及び道路交通法による大型特殊自動車免許を有する者	○	○
	労働安全衛生規則	揚貨装置運転士免許を有する者	揚貨装置運転士免許、クレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を有する者であつて、労働安全衛生法による玉掛け技能講習の修了証を有する者	○	
	クレーン等安全規則	クレーン・デリック運転士免許(第224条の4の規定により取り扱うことのできる機械の種類を限定した免許を除く。)若しくは移動式クレーン運転士免許を有する者			

※規則第45条の2③、施行規則別表第11の3、平成30年厚生労働省告示第155号、平成30年3月30日付け厚生労働省人材開発統括官通知開発0330第3号

(注) ○印は免除される範囲を示します。

上記の免許・合格証書を有する者(実務経験に基づいて介護サービス科に係る試験の免除を受けようとする者を除く)は実務経験は必要ありません。また、実務経験証明書の添付及び事業主の証明も不要です。